

# 日本における手鉾（やす）での遊漁と、漁業従事者様との関係改善 及び密漁取締における企画書

## <現状>

ここ数年、テレビ番組等の影響もあり、手鉾（やす）を使って魚を獲る、いわゆる「魚突き」という遊漁が盛り上がりを見せており、その人口も年を追うごとに増えています。

しかし、残念なことにそれに伴い、漁業従事者の方々や地元の方々、または他の遊漁者（釣り等）との衝突などのトラブルも増加してしまっております。

## <原因>

なぜ手鉾遊漁者と漁業を営む方々とのトラブルが起きてしまうのか。その原因としてまず挙げられるのが、「密漁者との誤認問題」です。

海の上からでは、潜って何を獲っているかの判別は難しいです。

きちんとルールに則り、遊漁としての魚突きを行っている者なのか、それとも違法にサザエ・アワビ等を獲っている密漁者なのか、その判別がつきにくい、という面は確かにあります。

## <課題>

しかしながら、現在の状況がこのまま続けば、魚突きの人口は増える中で、密漁者を取り締まる漁師さんの手間も増え、誤認のトラブルも当然比例して増えてしまうと思われま

す。これではお互いに疲弊するばかりで、結果として誰も得をしないのではないかと我々は思っています。

遊漁者を海から締め出すことは出来ても、本来取り締まるべき「密漁者」の数は決して減らないからです。

我々遊漁者としても、当然ではありますが、漁師さんをはじめとした漁業従事者の方々に、迷惑をかけたいと思っている訳では決してありません。

むしろ、密漁者などと一緒くたにされてしまうことに憤りを感じてもおり、我々としても、密漁者を徹底的に締め出すことに協力できるのなら全力で協力させて頂きたいと思っ

ています。そういった意味においても、また、同じ海を愛する者としても、我々遊漁者と漁業従事者の方々とは、手を取り合ってお互いに協力しながらやっていきたい、と思っております。

この度、そのための改善策を考え、一つの案として下記の企画書を書かせて頂きました。

遊漁者、そして漁業従事者様、お互いにとって大きなメリットの有る提案をしたためたつもりです。

ぜひとも御高覧頂けましたら幸いに存じます。

# 日本における手鉾（やす）での遊漁と、漁業従事者様との関係改善 及び密漁取締における企画書

## <改善策>

### ・遊漁を楽しむにあたり、地元漁協様へ「環境保全協力金」を納める

「環境保全協力金」として、海岸の整備であったり、または密漁者取り締まりのための協力金としての名目で、一定の料金を地元漁協様に納める仕組みを作ります。

そして、協力した者（協力金を納めた者）に対しては  
（例）「密漁 NO！私たちはルールを守って、海で遊びます」  
というような証書を交付します。

そしてそれを携行することで、実質的に遊漁行為の許可証として取り扱う、という案です。

そうすることが出来れば、現在起きている遊漁者と漁業従事者様とのトラブルは格段に減らすことが出来ると考えています。

内水面における鮎釣りの遊漁料等とは違い、海での遊漁では、「遊漁料」という名目で料金を徴収するのは難しいかと思えます。

そこで、「環境保全協力金」という名目を、一つの案として挙げさせていただきました。

遊漁料ではなく、あくまでも協力金ですので、強制ではありません。

もし遊漁料を徴収するとなれば、罰則規定等、法律の整備をしなければなりません。  
しかしそれは少々現実的ではありません。

また、もし遊漁料を徴収するとなると、「料金を払っていない者」に対する対応が問題となってきます。人工的に稚魚を放流している鮎釣り等では、遊漁料を納めていない者を取り締まる事が出来ますが、海ではそれは難しいかと思えます。

もちろん、これも環境保全協力金という名目ですので取り締まりはできませんが、しっかりとルールを守り遊漁をしているという体制を作り、呼びかけを続けていくことで、その地域のマナーは確実に向上していくと考えています。

# 日本における手鉾（やす）での遊漁と、漁業従事者様との関係改善 及び密漁取締における企画書

## <具体案>

さて、次に出てくる問題としては、協力金を支払っている者と、そうでない者との区別をどうつけるか、という問題があります。

一つの解決策として、我々が海に入る際に携行する「フロート（浮き）」に、認識票を兼ねたフラッグ（旗）を取り付けるようにします。

もちろん、フラッグ交付の際には、「申請者情報」として、その者の氏名、住所、電話番号、または車のナンバー等の情報を提出させるようにします。

そうすることで、そのフラッグを取り付けて遊漁をしている者については、密漁取り締まりの方々がそういった者を海で見かけた際に、上記の申請者情報と照会し、密漁の可能性が高い者かどうかの一時的な判別を下すことが可能になります。

また、地元民の方々などから、海上保安庁や警察等への通報があった際にも、それらの申請者情報が事前に提出されていれば、対応がかなりスムーズになります。

このフロートは安全面でも効果が高いものですし、船との衝突を避ける意味合いもありますので、視認性の面においてもフラッグは有力な案かと考えています。

密漁者を取り締まる側の方々からしてみても、フラッグを携行しているかどうかで、取り締まりの対象者がおおまかに絞れるため、少なからぬ労力の削減になるかと思えます。

徴収する料金については綿密な調整が必要になるかとは思いますが、基本的には、全漁連様、および地元漁協様に全面的におまかせします。

もちろん、それらの制度の導入においては、私共の方でも全力で告知・宣伝させて頂きま

## <制度導入のメリット>

- ・ 遊漁者と漁業従事者とのトラブルの減少
- ・ 密漁者取り締まりの労力削減
- ・ 観光収入の増加
- ・ 協力金収入

# 日本における手銛（やす）での遊漁と、漁業従事者様との関係改善 及び密漁取締における企画書

## <懸念事項>

### ・この制度を「隠れみの」にした密漁者の出現

こういった制度を逆手に取り、許可証を悪用して密漁をはたらく輩が現れる・・・という  
ようなトラブルは、絶対に避けなければなりません。

これについては当然、我々遊漁者団体の方でも全力で呼びかけをし、制度を悪用すること  
が絶対にならないような体制を作っていきます。

また、より具体的な悪用の抑止力として、協力金を徴収する際に「申請者情報」の提出を  
義務付けるわけですが、万が一、許可証を受け取った者が密漁行為を行った場合は、その  
申請者情報と照らし合わせ、通常よりも厳しい罰則を適用するようにします。

そうすれば、悪用目的でこの制度を利用する人間はかなり排除できるかと思えます。

## <最後に>

冒頭でも申し上げましたが、我々も、漁業従事者様方が必死な思いで密漁の取り締まりに  
あたっておられること、また、日々、環境の保全に全力を尽くされていることは我々とし  
ても重々承知しております。

我々の方も、長い間、密漁者と誤認され、通報され、時には問答無用で罵倒されたり、と  
いった扱いを受けてきた身としては、もしもお金を払うことで漁師さんと良好な関係が築  
けるならば、本当にそれに越したことは無いと思っております。

本来、同じ海を愛し、海からの恵みを教授する者として、お互い良好な関係を築きながら、  
またお互い協力しながら、この美しい日本の海を守っていく、というのが、やはり理想の  
姿ではないかと我々は考えています。

今回、御覧頂いたこの企画書には、そういった思いが込められております。

是非ともご検討のほど、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

---